

新制度 Q & A



Q 認定こども園のメリットは何ですか？

A 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つところです。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園には子育て支援の場が用意されており、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加など利用をすることができます。

Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。なお、利用料などは変更になることがありますので、園におたずねください。新制度では、こうした幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所や認定こども園などでの一時預かりを充実し、子育て家庭のニーズに合わせて利用しやすくしていきます。

Q 家で育児をしています。フルタイムの共働き家庭でなければ新制度の支援を受けられないのですか？

A 新制度はすべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育ての支援として、急な用事などの際に利用できる一時預かりや、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。また、パートタイムなどの働き方の世帯でも、保育所などでの保育が受けやすくなるよう「保育の必要性」の認定の仕組みを導入します。

Q 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくことになります。ただし、認定に当たって、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようになります。

Q 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？

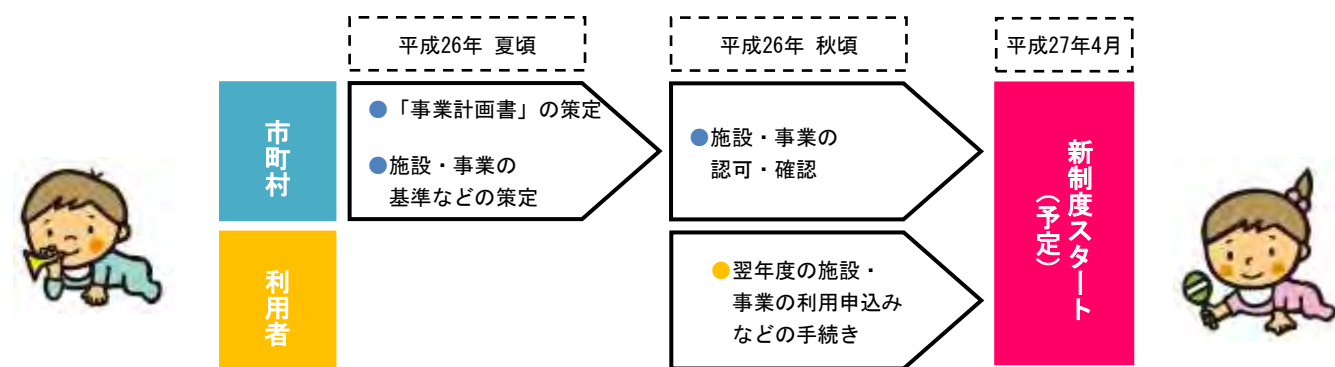
A 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、市が認定を維持するか、または変更するかを決めていくことが想定されます。におたずねください。

Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？従来の申込み方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されること、保育所などを希望する場合に必要な市による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。

「子ども・子育て支援新制度」は平成27年の春に本格スタートを予定しています。

現在、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握を行い、これに対応した今後の「事業計画」の策定に取り組んでいます。平成26年度の後半には、新制度の開始に向け、施設・事業の利用申込などの手続きが始まる予定です。



すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

子ども・子育て支援新制度

茨木市子育て応援キャラクター



いばらつきーちゃん



■子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部を改正する法律
- 関係法律の整備等に関する法律

■制度の背景

核家族化などにより子育て世帯の負担感が増していることや、保育所に入れない待機児童がいることが、大きな課題になっています。

そこで、国は就学前児童の教育・保育や、放課後の子どもの生活を支える総合的な仕組みを創設し、その財源の一部に消費税を充てることとしました。

■制度の目的

『子ども・子育て支援新制度』では次のことが目指されています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、「認定こども園」の普及を図ります。「地域型保育」を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

幼稚園 (3~5歳)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

- 利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。
- 利用できる保護者 制限なし。

保育所 (0~5歳)

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

- 利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
- 利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

認定こども園 (0~5歳)

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすく、さらに普及を図っていきます。

認定こども園 3つのポイント

- 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育と一緒に受けます。
- 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていないご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

地域型保育 (0~2歳)

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに茨木市の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。

地域型保育 4つのタイプ

- 1 家庭的保育…少人数(定員5人以下)できめ細かな保育
- 2 小規模保育…少人数(定員6~19人)できめ細かな保育
- 3 事業所内保育…従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育
- 4 居宅訪問型保育…保護者の自宅で1対1で保育

地域の子育て支援の充実

すべての子育て家庭のために、地域の子育て支援も、利用しやすく変わります

利用者支援

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをしていきます。

学童保育

- 保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしている取組みです。
- 地域のニーズに合わせ、増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っていきます。また、小学校6年生まで対象とできます。

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。

一時預かり

- 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時預かりを利用しやすくしていきます。

病児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かることもあります。

新制度の取組みは、住民にもっとも身近な茨木市が中心となって進めます。

- ・市では、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- ・計画的に取組みを進めるため、新制度の開始(平成27年4月予定)から5年間を計画期間とする、「茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)」をつくります。

新制度の利用の流れ

施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

1号認定 教育標準時間認定

お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合

- 利用先: 幼稚園、認定こども園

2号認定 満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

- 利用先: 保育所、認定こども園

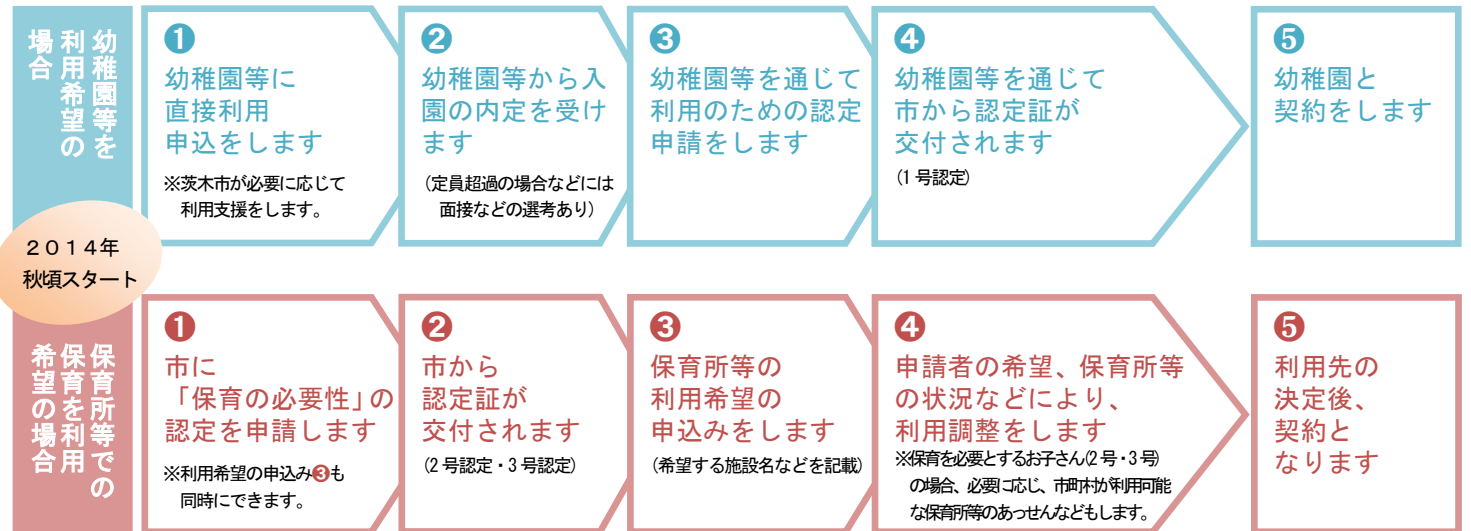
3号認定 満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合

- 利用先: 保育所、認定こども園、地域型保育

子ども・子育て支援新制度の利用の流れ

※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れとなります。



認定にあたって

保護者のみなさんの働き方と子育ての状況に合わせて、例えばこんな支援が利用できます。

新制度のもとで、あなたが受ける支援を探す参考にしてください。なお、これら必要な支援が利用しやすいよう、身近な場所に専門の職員を配置する取組みも行います。



両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合

- 認定こども園
- 保育所
- 幼稚園十一時預かり ※満3歳以上の場合
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 学童保育 ※小学生の場合
- ※保育の利用は「保育標準時間」利用が基本となります。

両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合

- 認定こども園
- 保育所
- 幼稚園十一時預かり ※満3歳以上の場合
- 小規模保育等 ※満3歳未満の場合
- 学童保育 ※小学生の場合
- ※保育の利用は「保育短時間」利用が基本となります。



両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合

- [施設を利用]
- 認定こども園
- 幼稚園 ※満3歳以上の場合
- [在宅で子育て]
- 地域の子育て支援
- ・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援
- ・一時預かり

